



業務委託契約書

1 業務名	荒木浄水場運転管理等業務委託				
2 履行場所	久留米市荒木町白口 55 番地 荒木浄水場				
3 履行期間	自	令和	8 年	4 月	1 日
	至	令和	13 年	3 月	31 日
4 業務委託料	十億	百万	千	円	
	(消費税及び地方消費税別途)				
5 契約保証金		百万	千	円	

※物品等購入費用は、履行期間を通じて 1,000 万円（消費税及び地方消費税別途）を上限として、その実費を支払う。

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 久留米市荒木町白口 55 番地

福岡県南広域水道企業団

代表者 福岡県南広域水道企業団

企業長

受託者

住 所

商号又は名称

代表者

印

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 条 (総則)
- 第 2 条 (指示等及び協議の書面主義)
- 第 3 条 (契約の保証)
- 第 4 条 (権利義務の譲渡等)
- 第 5 条 (著作物の使用等)
- 第 6 条 (再委託等)
- 第 7 条 (特許権等の使用)

第 2 章 業務の範囲

- 第 8 条 (業務の概要)
- 第 9 条 (履行期間)
- 第 10 条 (法令の遵守等)
- 第 11 条 (業務の実施体制等)
- 第 12 条 (監督員)
- 第 13 条 (業務総括責任者等)
- 第 14 条 (本件施設等の確認及び使用)
- 第 15 条 (貸与品等)
- 第 16 条 (業務実施計画書の提出)
- 第 17 条 (計画の実施に伴う費用・責任)
- 第 18 条 (施設更新等の請求)
- 第 19 条 (施設改良等)
- 第 20 条 (改良施設の撤去等)
- 第 21 条 (ユーティリティー等の調達)
- 第 22 条 (許認可)
- 第 23 条 (性能保証)
- 第 24 条 (水質異常に対する措置)
- 第 25 条 (緊急事態に対する措置)
- 第 26 条 (臨機の措置)

第 3 章 モニタリング

- 第 27 条 (記録の作成)
- 第 28 条 (業務の報告)
- 第 29 条 (実施状況の確認)
- 第 30 条 (改善通告)
- 第 31 条 (改善計画書の変更)
- 第 32 条 (業務委託料及び物品等購入費用の支払停止)

第 33 条（業務総括責任者等に対する措置請求）

第 34 条（監督員に対する措置請求）

第 4 章 危険負担

第 35 条（原水の確保）

第 36 条（一般的損害）

第 37 条（第三者に及ぼした損害）

第 38 条（不正行為に対する違約金）

第 39 条（法令変更に伴う通知の付与）

第 40 条（法令変更に伴う協議及び追加費用の負担）

第 41 条（不可抗力に伴う通知の付与）

第 42 条（不可抗力に伴う協議及び追加費用の負担）

第 43 条（不可抗力による業務委託料の支払）

第 5 章 業務委託料等

第 44 条（業務委託料及び物品等購入費用の額）

第 45 条（支払手続）

第 46 条（遅延損害金）

第 47 条（業務委託料の減額）

第 48 条（物価の変動に基づく業務委託料又は物品等購入費用上限額の変更）

第 6 章 契約の終了及び解除

第 49 条（履行期間終了に伴う業務引継等）

第 50 条（履行期間終了時の施設の確認）

第 51 条（委託者の任意解除権）

第 52 条（予算削減等による解除権）

第 53 条（委託者の催告による解除権）

第 54 条（委託者の催告によらない解除権①）

第 55 条（委託者の催告によらない解除権②）

第 56 条（委託者の催告によらない解除権③）

第 57 条（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 58 条（受託者の催告による解除権）

第 59 条（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 60 条（解除の効果）

第 61 条（解除に伴う措置）

第 62 条（委託者の損害賠償請求等）

第 63 条（受託者の損害賠償請求等）

第 7 章 補則

第 64 条（個人情報保護）

第 65 条（保険）

第 66 条（公用車の使用）

第 67 条（契約の変更）

第 68 条（公租公課の負担）

第 69 条（契約外の事項）

【別紙資料】

別紙 1 業務委託料の支払について

第1章 総則

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、実施要項、要求水準書その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書（以下「実施要項等」という。）並びに受託者が提出した企画提案書（実施要項等と個別に又は総称して、以下「契約図書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び契約図書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。また、この契約に基づく業務を、以下「業務」という。）を履行しなければならない。なお、契約図書等の優先順位は、この契約書、要求水準書、実施要項、その他委託者が公表した書類、企画提案書の順に優先して適用されるものとする。ただし、実施要項等と企画提案書の内容に差異がある場合は、企画提案書に記載された提案内容が実施要項等に記載された要求水準を上回るときに限り、企画提案書が実施要項等に優先して適用されるものとする。
- 2 委託者は、その意図する業務の履行のため、業務に関する指示を受託者又は受託者の業務総括責任者又は副総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の業務総括責任者若しくは副総括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 3 受託者は、この契約書若しくは契約図書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、実施要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この契約書及び実施要項等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、福岡地方裁判所をもって合意による専属的合意管轄裁判所とする。
 - 11 受託者は、本件施設（実施要項等に定める業務の範囲をいう。）が上水道施設としての公共性を有することを十分理解し、業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。また、委託者は、業務が民間事業者の創意工夫の発揮

によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

12 業務に伴う水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他適用法令（以下「各業法」という。）上の管理責任は、委託者が負うものとする。その他の委託者及び受託者間の基本的な責任負担は実施要項等に定めるものとする。

13 委託者は、各業法上の管理責任を果たすため必要と認めるときは、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合、受託者は、当該指示に従い業務を履行しなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第 2 条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第 3 条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 1 年度分の 100 分の 10 以上としなければならない。

3 受託者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 62 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても

保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の1年度分の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作物の使用等)

第5条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、この契約の他の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデー

データベースを利用することができる。

(再委託等)

第6条 受託者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、実施要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 2 章 業務の範囲

(業務の概要)

第 8 条 受託者は、本件施設について、履行期間にわたり運転管理及び維持管理その他実施要項等に定める業務を行う。

2 受託者は業務実施計画に従って業務を遂行しなければならない。

(履行期間)

第 9 条 履行期間は、この契約書冒頭に定めるとおりとする。ただし、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間は移行期間とし、受託者は、自己の責任及び負担により、業務の引継ぎを受ける。

2 移行期間における具体的な業務の引継ぎの実施方法等については、実施要項等に定めるものとし、詳細については、委託者及び受託者が双方協議するものとする。

(法令の遵守等)

第 10 条 受託者は、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、業務を実施しなければならない。

(業務の実施体制等)

第 11 条 業務における実施体制は次のとおりとする。

(1) 受託者が業務として実施する本件施設の運転管理業務は、通年 24 時間連続とし、その他の業務は計画又は必要の都度とする。

(2) 委託者は、業務を監督する監督員を置く。

(3) 受託者は、業務実施上の全体管理をつかさどる業務総括責任者を置き、その補佐として副総括責任者、そのほか業務の履行に必要な従業員等を置く。
なお、業務総括責任者及び副総括責任者の要件等は、実施要項等に定めるものとする。

(監督員)

第 12 条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 委託者の各業法の責任を果たす上で必要な受託者に対する業務に関する指示

(2) この契約書、実施要項等の記載内容に関する受託者の確認の申出、又は質問に対する承諾又は回答

(3) 業務の履行に関する受託者との協議

(4) 業務の進捗の確認、照合その他この契約の履行状況の調査及び改善通告

(5) 第3章に基づくモニタリングの実施及び通知

3 前項の規定に基づく指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

4 この契約に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に提出された日を委託者に対する提出日とみなす。

(業務総括責任者等)

第13条 受託者は、業務総括責任者及び副総括責任者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を委託者に通知する。業務総括責任者及び副総括責任者を変更したときも同様とする。

2 業務総括責任者は、業務の履行に関し、現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行い、業務の管理及び統轄を行い、副総括責任者は、業務総括責任者の補佐及び代行を行う。

3 業務総括責任者及び副総括責任者は、この契約に定められた、業務の目的、内容を十分に理解し、監督員と密接な連絡をとり、業務の適切かつ円滑な遂行を図らなければならない。

(本件施設等の確認及び使用)

第14条 委託者及び受託者は、移行期間において、本件施設、附属設備及び本件施設内の委託者の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品（本条において、「本件施設等」という。）の性状、規格、機能、数量、その他の内容について、双方立会いの上、確認するものとする。

2 受託者は、業務の実施のため、本件施設等を使用することができる。

3 受託者は、本件施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用及び保存、若しくは保管しなければならない。

(貸与品等)

第15条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な備品等（以下「貸与品等」という。）については、実施要項等に定めるところによる。

2 受託者は、実施要項等に定めるところにより、業務の完了、この契約の解除、実施要項等の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

(業務実施計画書の提出)

第16条 受託者は、実施要項等に基づき、年間及び月間の業務内容を記した業務実施計画書を作成し、委託者に提出の上その承認を得てから業務を行うものとする。

(計画の実施に伴う費用・責任)

第 17 条 業務実施計画書に定める計画は、受託者の責任と費用により実施されるものとする。

(施設更新等の請求)

第 18 条 本件施設の修繕（本件施設の機能を維持するための、部品等の交換、取替え及び分解・点検などの修繕をいう。）によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理的であると認められるときは、受託者は委託者にその旨を報告し、当該本件施設の更新・改築を請求することができる。

2 前項の請求があったときは、委託者は速やかに当該本件施設の現況を調査して、更新・改築の是非を判断し、その内容を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の判断をするにあたり、受託者の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮しなければならない。

4 委託者は、第 1 項の請求があったにもかかわらず、必要な当該本件施設の更新・改築を行なわなかったために受託者又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責めを負う。ただし、受託者に故意若しくは過失があると認められる場合には、委託者はその程度に応じて、受託者に対し負うべき債務と相殺し、又は第三者に対して行った賠償を受託者に求償することができる。

(施設改良等)

第 19 条 受託者は、業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、委託者の承諾を得て、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

2 受託者は、業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、委託者の承諾を得て自己の責任と費用により、創意工夫を発揮するために自ら必要と判断した設備を本件施設に設置することができる。

3 受託者は、前項の設備を設置する際、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができる。ただし、受託者は当該変更の内容について、事前に委託者に通知し、その承諾を得なければならない。

4 第 2 項の規定により、受託者が本件施設に設置した設備の所有権は、受託者に帰属する。

(改良施設の撤去等)

第 20 条 受託者は、履行期間が終了した際、前条に基づき変更又は改良した施設を自己の責任と費用により、原状に復旧し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、委託者が受託者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

(ユーティリティー等の調達)

第 21 条 受託者が業務を履行するために必要となる、電気、水道、ガス及び水道用薬品等の料金のうち、本件施設において発生する料金については委託者の負担とし、それ以外の場所において発生する料金については受託者の負担とする。

2 受託者は、本件施設において、電気、水道、ガス及び水道用薬品等を使用するにあたっては、極力節減し、効率的に使用しなければならない。

(許認可)

第 22 条 業務の実施に関し、受託者が自ら行うべき国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等の申請は、受託者が自己の責任と費用により行う。この場合において、委託者は受託者の請求により必要な協力を行う。

(性能保証)

第 23 条 受託者は委託者に対して、履行期間を通じ、実施要項等に定める水量、水質及びその他の性能を達成し、これを保証する。

(水質異常に対する措置)

第 24 条 受託者は、水道水の水質が実施要項等に定める水準を満たさない場合、当該水準を満たすよう直ちに対応を図るとともに、委託者にその状況を報告しなければならない。

2 受託者は、水道水の水質が実施要項等に定める水質基準を満足しない又はその恐れがあるとき(以下「水質異常」という。)は、直ちに口頭によりその旨を委託者に報告し、その対応を協議しなければならない。

3 前項の場合において委託者が必要と認めるときは、受託者に対し、浄水処理又は送水の一部又は全部を停止すること(以下「処理停止」という。)を指示することができる。

4 前項に規定する処理停止により、第三者に損害が生じたときは、委託者がその損害を賠償する責めを負う。ただし、当該処理停止に係る水質異常が、受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は受託者に対し、求償することができる。

(緊急事態に対する措置)

第 25 条 本件施設の浸水又はその恐れその他緊急事態が生じたときは、受託者は直ちに口頭によりその旨を委託者に報告し、その対応を協議しなければならない。

2 前項の場合において委託者が必要と認めるときは、受託者に対し、処理停止又はその他の措置を指示することができる。

3 前項に規定する処理停止又はその他の措置により、第三者に損害が生じたときは、委託者がその損害を賠償する責めを負う。ただし、当該緊急事態が、受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は受託者に対し、求償す

ることができる。

(臨機の措置)

- 第 26 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料又は本業務の実施に必要な物品等の購入費用（以下「物品等購入費用」という。）の範囲において負担することが適当でないと思えられる部分については、委託者がこれを負担する。

第3章 モニタリング

(記録の作成)

第27条 受託者は毎日、実施要項等に定める記録を作成し、常時、本件施設に備えなければならない。

2 受託者は、委託者から請求があった場合、速やかに記録を委託者に提出しなければならない。

(業務の報告)

第28条 受託者は、業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務履行報告書を作成しなければならない。

(1) 受託者は、委託業務の開始後において各月の[第5開庁日]までに、前月に履行した委託業務に関する報告書や物品等購入費用に関する報告書(総称して、以下「月間業務履行報告書」という。)を委託者に提出しなければならない。

(2) 受託者は、年度ごとに年間業務履行報告書(月間業務履行報告書と総称して、以下「業務履行報告書」という。)を作成し、翌年度4月の[第10開庁日]までに委託者に提出しなければならない。

2 前項各号の業務履行報告書の内容などは、実施要項等に定めるものとする。

(実施状況の確認)

第29条 委託者は、履行期間において、受託者が実施する業務の質及び内容を確認するため、業務の実施状況を自己の費用により確認する。

2 委託者は、前条に規定する業務履行報告書に基づき、受託者立会いの上、書類確認及び現地確認の方法その他の方法により、業務の実施状況を確認する。なお、本項に基づく確認は、業務履行報告書の提出を受けた日から10日以内に完了しなければならない。

3 前各項に規定するほか、委託者が特に必要と認めるときは、受託者に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を確認することができる。この場合、受託者はその求めに応じて、委託者の確認に立会い、業務の実施状況を説明し、書類を提出するなど、委託者に協力しなければならない。

(改善通告)

第30条 要求水準の未達が判明した場合には、委託者は受託者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

2 受託者は、前項の通告を受けたときは、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を委託者に提出するとともに、その実施状況を報告しなければならない。

3 委託者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受託者に

対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第 31 条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、委託者は受託者に対して、当該改善計画書を変更又は再提出するよう通告するものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は受託者が負担する。

(業務委託料及び物品等購入費用の支払停止)

第 32 条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときには、委託者は受託者に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、業務委託料及び物品等購入費用の支払を停止することができる。

2 前項の支払停止を行う場合には、事前に委託者は受託者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該要求水準の未達が是正されたときは、委託者は第 1 項に基づき支払を停止していた業務委託料及び物品等購入費用を速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(業務総括責任者等に対する措置請求)

第 33 条 前条に定める業務委託料及び物品等購入費用の支払停止の他、再改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときは、委託者は、業務総括責任者若しくは副総括責任者又は受託者の従業員若しくは受託者から業務を委任、若しくは請け負った者又はこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知しなければならない。

(監督員に対する措置請求)

第 34 条 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対し、その理由を明らかにして必要な措置を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

第4章 危険負担

(原水の確保)

第35条 水道水を安定的に供給するための原水の量の確保は、委託者が自己の責任において実施しなければならない。

(一般的損害)

第36条 履行期間中に、本件施設に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項又は第3項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(実施要項等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第37条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(本条第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(実施要項等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(実施要項等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不正行為に対する違約金)

第38条 受託者の役員又は使用人が、この契約に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の刑が確定したとき、受託者が独占禁止法第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条

第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定により課徴金の納付命令が確定したときは、受託者は委託者に対して、当該不正行為を行ったことにより委託者に生じた損害の賠償として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、委託者が当該超える額の支払を受託者に請求することを妨げるものではない。

（法令変更に伴う通知の付与）

第 39 条 この契約の締結日以後に法令が変更されたことにより、この契約で提示された条件に従って業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、受託者は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを委託者に対して通知するものとする。

- 2 委託者及び受託者は、前項の通知がなされた以降において、業務に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、当該時点における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

（法令変更に伴う協議及び追加費用の負担）

第 40 条 委託者が受託者から前条第 1 項に規定する通知を受領した場合、委託者及び受託者は、当該法令変更に対応するため、速やかにこの契約及び業務実施計画書の変更並びに追加費用の負担等について、協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から 120 日以内にこの契約及び業務実施計画書の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、委託者が法令変更に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者はこれに従い業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は委託者が負担する。

（不可抗力に伴う通知の付与）

第 41 条 受託者は、不可抗力によりこの契約及び業務実施計画書で提示された条件に従って業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、受託者はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者及び受託者は、前項の通知がなされたとき以降において、この契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合は履行期日における当該

義務の履行義務を免れるものとする。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

(不可抗力に伴う協議及び追加費用の負担)

第 42 条 委託者が受託者から前条第 1 項に規定する通知を受領した場合、委託者及び受託者は、当該不可抗力に対応するため、速やかにこの契約及び業務実施計画書の変更並びに追加費用の負担等について、協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの契約及び業務実施計画書の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、委託者が不可抗力に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者はこれに従い業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は委託者が負担する。

(不可抗力による業務委託料の支払)

第 43 条 受託者は、不可抗力により、業務の一部又は全部が実施できなくなった場合、若しくは本件施設に重大な損害が生じた場合は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。

2 委託者は、前項に規定する最大限の努力を行うことを条件として、不可抗力により業務の一部又は全部を行わない場合でも、受託者に対してこの契約に規定する業務委託料及び物品等購入費用の支払を継続することができる。

第5章 業務委託料等

(業務委託料及び物品等購入費用の額)

第44条 委託者は受託者に対し、業務委託料として頭書の費用(消費税及び地方消費税別途)をこの契約書別紙1に従い支払う。

- 2 委託者は受託者に対し、物品等購入費用は、履行期間を通じて []万円(消費税及び地方消費税別途)を上限(以下「物品等購入費用上限額」という。)として、その実費を支払う。なお、第48条が適用される事情以外のやむを得ない事情により、物品等購入費用上限額を越えた部分の負担については、委託者と受託者が協議して定める。

(支払の手續)

第45条 受託者は第28条第1項第1号の月間業務履行報告書により第29条第2項の実施状況の確認を受けたときには、業務委託料及び物品等購入費用の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、業務委託料及び物品等購入費用を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により第29条第2項の期間内に業務の実施状況の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から業務の実施状況の確認を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(遅延損害金)

第46条 委託者が、この契約に基づいて履行すべき業務委託料及び物品等購入費用その他の金銭の支払を遅延した場合、委託者は受託者に対して、当該未払金の金額につき遅延日数に応じて、この契約(変更契約を除く。)の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて得た額を遅延損害金として支払うものとする。

- 2 受託者が、この契約に基づいて履行すべき賠償金、損害金その他の金銭の支払を遅延した場合、受託者は委託者に対して、当該未払金の金額につき遅延日数に応じて、この契約(変更契約を除く。)の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額を遅延損害金として支払うものとする。

(業務委託料の減額)

第47条 委託者は、業務委託料の減額を行うべき事実を確認した場合、当該事実が発生した日以降、最初の支払期において、支払うべき業務委託料の額を減額す

ることができる。

- 2 前項に規定する業務委託料の減額に関しては、以下のとおりとする。
 - (1) 水質等の要求水準未達があったときは、次式により算定した額を業務委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y (\text{円}) = A (\text{円}) / B (\text{日}) \times C (\text{日})$$

A：第 44 条第 1 項に記載する額

B：履行期間開始日（令和 8 年 4 月 1 日）から履行期間終了（令和 13 年 3 月 31 日）までの総日数

C：要求水準未達が発生し、当該要求水準の未達が解消されるまでの日数

※上記額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 3 第 1 項に基づく業務委託料の減額を受けたことを以って、受託者はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

（物価の変動に基づく業務委託料の額及び物品等購入費用上限額の変更）

第 48 条 委託者又は受託者は、履行期間内でこの契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料又は物品等購入費用上限額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料又は物品等購入費用上限額の変更を請求することができる。なお、積算基準日となる指標は令和 7 年 8 月 1 日時点のものを参照するものとし、初回の業務委託料又は物品等購入費用上限額の変更にあたっては、その時点を起点とする。再度業務委託料又は物品等購入費用上限額の変更を行う場合は、前回改定時に用いた指数を参照するものとする。物価の変動の確認方法については、第 8 項による。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（第 44 条に規定する業務委託料から当該請求時の既履行分の業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ。）又は変動前物品等購入費用上限額と変動後残業務委託料（変動後の物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ。）又は変動後物品等購入費用上限額（変動後の物価を基礎として算出した変動前物品等購入費用上限額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料又は変動前物品等購入費用上限額の 1000 分の 15 を超える額につき、業務委託料又は物品等購入費用上限額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料又は変動前物品等購入費用上限額及び変動後物品等購入費用上限額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等

に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料又は物品等購入費用上限額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約締結の日」とあるのは、（業務委託料の変更の場合）「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」、（物品等購入費用上限額の場合）「直前のこの条に基づく物品等購入費用上限額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 委託者又は受託者は、予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料又は物品等購入費用上限額が著しく不相当となったときは、前各項の規定にかかわらず、業務委託料又は物品等購入費用上限額の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、業務委託料又は物品等購入費用上限額の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 7 第 3 項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 項又は第 5 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 8 賃金又は物価の変動の確認方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 賃金又は物価の変動については、次の式により算定する改定率（以下「改定率」という。）により確認する。

改定率 = 改定率の算定をする年度の公表されている最新の指数 / 前回改定時の指数（一度も改定がされていない場合は、積算基準日の指数）

※改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (2) 改定率の算定として用いる指数は、次表に示す指数を参考として委託者と受託者が協議の上で決定する。また、市場の変動等により、改定率として用いる指数が実態と整合しなくなった場合には、委託者と受託者が適宜協議を行い変更するものとする。

項目	改定率の算定として用いる指数（参考）等
人件費	「毎月勤労統計調査産業別賃金指数／電気・ガス・熱供給・水道業」（厚生労働省） ・事業所規模 5 名以上 ・調査産業計のうち現金給与総額
物品等	「国内企業物価指数」（日本銀行調査統計局） ・基本分類指数：国内企業物価指数／はん用機器・生産用機器・業務用機器の平均
その他経費、その他上記に含まれないもの	「消費者物価指数」（総務省統計局） ・第 1 表－1 中分類指数（全国）／総合

第6章 契約の終了及び解除

(履行期間終了に伴う業務引継等)

第49条 受託者は、この契約が履行期間の満了により終了するときは、実施要項等に定める条件を遵守し、業務の引継ぎを行わなければならない。

(履行期間終了時の施設の確認)

第50条 この契約が終了する時は、委託者及び受託者の双方が立会いの上、本件施設について不具合等がないことを確認する。

2 前項の確認の結果、不具合等が発見された場合は、受託者は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、当該不具合等の補修が委託者の実施すべき修繕に該当するときは、この限りでない。

(委託者の任意解除権)

第51条 委託者は、業務が完了するまでの間は、この契約に別途定める規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算削減等による解除権)

第52条 委託者は、この契約に係る予算の削減又は減額があった場合において、業務の継続が困難であると認めるときは、受託者に対して書面により通知することにより、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に直接的かつ現実に損害（逸失利益を含まない。）が生じたときは、委託者は、当該損害について協議の上、合理的な範囲で補償するものとする。

(委託者の催告による解除権)

第53条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 業務総括責任者又は副総括責任者を配置しなかったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権①)

第 54 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権等を譲渡したとき。
- (2) この契約に基づく業務の完了ができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) この契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権等を譲渡したとき。
- (8) 第 58 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（委託者の催告によらない解除権②）

第 55 条 委託者は、この契約に関して受託者又は受託者の役員若しくは使用人が、第 38 条に規定する事由に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（委託者の催告によらない解除権③）

第 56 条 委託者は、福岡県警察からの通知に基づき、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以

下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約(一次及び二次下請以降すべての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第57条 前4条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第58条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第59条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第60条 この契約が解除された場合には、この契約に別途規定する場合を除き、委託者及び受託者の義務は消滅する。

(解除に伴う措置)

第61条 受託者は、この契約が履行期間の満了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠

償しなければならない。

- 2 受託者は、この契約が履行期間の満了前に解除された場合において、調査機械器具、仮設物その他の物件（この契約の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受託者が負担する。
- 4 第 2 項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 5 第 1 項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 53 条から第 56 条まで又は第 62 条第 3 項の規定によるときは委託者が定め、第 51 条、第 52 条又は第 58 条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段及び第 2 項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

- 第 62 条 この契約に別途規定するほか、委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第 53 条から第 56 条の規定により、履行期間の満了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - (4) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は、業務委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、本項の規定は賠償額の予定と解されてはならず、委託者が被った損害額が本項に規定する違約金額を超える場合は、当該超過分にかかる損害の賠償を請

求することを妨げるものでない。

- (1) 第 53 条から第 56 条の規定により、履行期間の満了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 履行期間の満了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から支払済みの業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約（変更契約を除く。）の締結の日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額とする。なお、委託者が被った損害額が、本項に基づき算定された金額を超える場合には、当該超過分に係る損害の賠償を請求することを妨げるものでない。
- 6 第 2 項の場合（第 54 条第 7 号及び第 56 条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。また、委託者は受託者に対する業務委託料及び物品等購入費用その他の債務があるときは、相殺することができる。（受託者の損害賠償請求等）
- 第 63 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第 58 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第7章 補則

(個人情報の保護)

第64条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、監督員の指示に従い、法令等及び委託者が定める個人情報の保護に関する規程等を遵守しなければならない。

(保険)

第65条 受託者は、履行期間中、自己の費用により、第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとする。受託者は、本条に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(公用車の使用)

第66条 受託者は、業務において必要な場合は、委託者の公用車を使用することができる。

2 受託者が公用車を使用することによって生じた偶然の事故に直接起因して、委託者若しくは第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償義務が発生した場合は、委託者加入の全国自治協会自動車共済の補償の範囲内で同共済を適用することができる。ただし、受託者の故意又は重過失による場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第67条 委託者と受託者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第68条 業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とする。委託者は、業務委託料、物品等購入費用及びこれらに対する消費税及び地方消費税の額を支払うほか、この契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(契約外の事項)

第69条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

【別紙資料】

別紙1 業務委託料の支払について

別紙 1 業務委託料の支払について

この契約に定めるところにより、委託者が受託者に履行期間を通じて支払う業務委託料は、次表に示すとおりとし、委託者は受託者に対し、当該支払対象期間が属する年度の業務委託料を 12 分割した金額を第 45 条に従い支払うものとする。なお、12 分割した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、各年度の最後の支払月で調整する。

表 業務委託料支払額

支払対象期間	業務委託料支払額(円)
令和 8 年度	
令和 9 年度	
令和 10 年度	
令和 11 年度	
令和 12 年度	